

玖珠町週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな問題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、玖珠町では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け「週休2日工事」を実施するものである。

(発注方式)

第2条 現場閉所型週休2日制（対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取組む方式）とする。

(対象工事)

第3条 玖珠町が発注する工事とし、対象工事は特記仕様書（営繕工事にあつては現場説明書）に週休2日対象工事（現場閉所型）であることを明示する。ただし、次に掲げる工事は除く。

- (1) しゅん工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事や学校等の改修工事など）
- (2) 緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- (3) その他発注者が指定する工事

(週休2日の定義)

第4条 工事着工に先立ち4週間のうち8日以上を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む。）は行わないことをいう。対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。なお、休日の考え方については、別紙1「週休2日工事（現場閉所型）休日の考え方」による。

2 次に掲げる作業は、第1項の現場での作業に該当しない作業とする。

- (1) 臨機の設置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
- (2) 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業
- (3) その他受発注者の協議により必要と認められた作業

(実施内容)

第5条 週休2日工事への受注者の取組内容及び町の確認については、次のとおりとする。

(1) 受注者による意思表示

受注者は、次に掲げる事項の内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

ア 週休2日工事を行うことでの、工期変更は認められない。

イ 作業日が恒常的な残業となつてはならない。

(2) 計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休2日制」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提供する。計画工程表の作成に当たっては、前条「週休2日の定義」を反映させることとする。なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。

(3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に提示する。（別紙2表示例）

(4) 実施報告

受注者は、休日の取得状況を取りまとめ、玖珠町公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。また、監督員の指示により作業日報、出勤簿の提出を求められた際には提示する。

(5) 休日の変更

「現場閉所型週休2日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、作業発生日の前後6日以内に振替えることができるものとする。また、天候不良については、不測の事態等と認める。

(6) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等をやむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

(労務費等の取扱い)

第6条 当初の予定価格から4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。市場単価方式、土木工事標準単価による積算にあたっては、別紙3「土木工事市場単価の補正について」、別紙4「土木工事標準単価の補正について」に示す補正係数を乗じるものとする。営繕工事における見積単価については補正の対象外とする。また、工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については対象外とする。補正係数等については、下記を適用するものとする。

(1) 工事積算（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む。）

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費 率	現場管理費 率	率 (休日/28日)
4週8休	1.04	1.02	1.03	1.05	28.5%

※労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

(2) 営繕工事

休日の形態	労務費	市場単価等	率 (休日/28日)

4週8休	1.04	別紙5「営繕工事における市場単価等の補正について」による	28.5%
------	------	------------------------------	-------

(工事成績評定の取扱い)

第7条 第4条及び第5条に基づき週休2日が達成できた場合、工事成績評定において評価する。
なお、達成出来なかった場合においても減点を行わない。

(実施証明)

第8条 週休2日を達成した場合、発注者は別紙6「週休2日実施証明書」を発行するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、令和6年7月15日以降に起案する工事に適用する。